下水管きょ更生工事の発注について

四日市市上下水道局

従来、下水管渠更生工事の元請業者に求める「管きょ更生工事の施工管理に関する資格」として、(公財) 日本下水道新技術機構により建設技術審査証明された、呼び径 800mm未満は自立管構造の反転工法又は形成工法又は製管工法、呼び径 800mm以上は複合管構造の製管工法の施工に係る資格、又は日本管路更生工法品質確保協会が発行する下水道管路更生管理技士資格証(同等以上の資格証を含む)を求めていましたが、令和4年6月1日以降に公告する下水管渠更生工事の元請業者に求める配置技術者の施工管理資格につきましては、以下の資格のみとなりますのでご注意ください。

管きょ更生工事の施工管理に関する資格 (元請業者の配置技術者に求める資格)

- · 下水道管路更生管理技士(一般社団法人 日本管路更生工法品質確保協会)
- ・下水道管路管理専門技士(修繕・改築部門)(公益社団法人 日本下水道管路管理業協会)
- ・管更生技士、下水道管きょ更生施工管理技士(一般社団法人 日本管更生技術協会)

なお、令和4年度以降も、当該工事で採用する工法について、工法ごとに各工法協会等が 実施する技能講習等の修了証等を保有する者を、元請下請を問わず当該工法の施工期間中 は現場に配置することが必要となります。

また、市内における10年以上の管更生工事の施工実績により、様々な工法の施工技術や 品質等に問題が無いことを確認することができましたので、令和4年度からは企業や配置 技術者に対して施工実績を求めないことといたします。